

# 特定技能 2号の対象分野追加について

## 特定技能制度の概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能 1号」及び「特定技能 2号」を創設（平成 31 年 4 月から実施）

**特定技能 1号**：特定産業分野(※)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

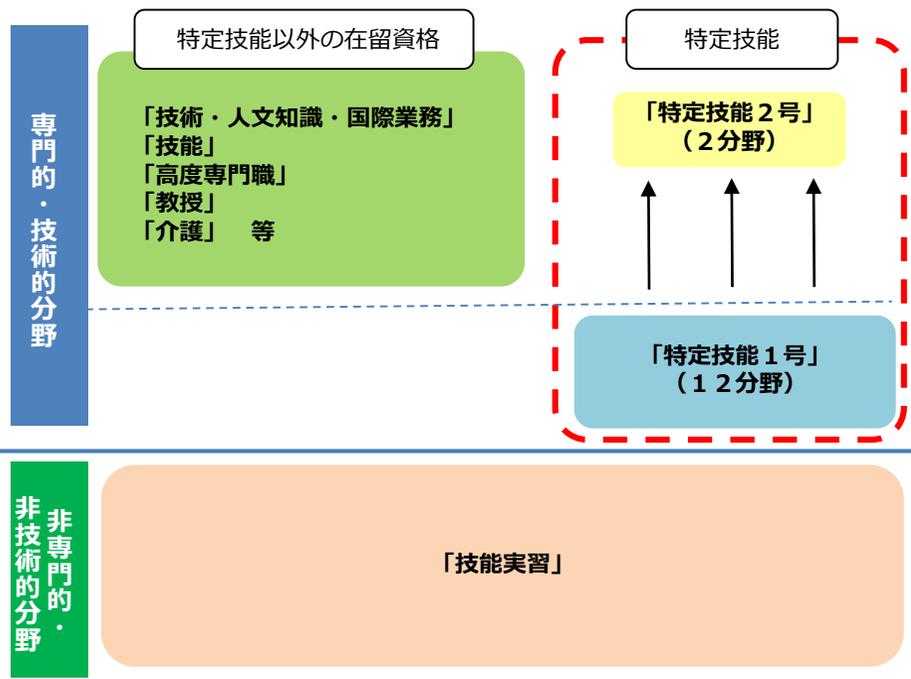
- ・ 在留者数：154,864人（令和5年3月末現在、速報値）
- ・ 在留期間：通算で上限5年まで
- ・ 家族帯同：基本的に認めない

**特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ・ 在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）
- ・ 在留期間：更新回数に制限なし
- ・ 家族帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）

（※）特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、**建設、造船・船用工業**、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業  
（12分野）  
（特定技能 2号は赤字の2分野のみ受入れ可）

### 【就労が認められる在留資格の技能水準】



## 特定技能 2号対象分野追加の方針（6月9日閣議決定）

